学校法人福山大学理事，監事及び
評議員の退職金等規則

昭和 60 年 5 月 23 日制定　規則第 11 号
平成 3 年 6 月 14 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正

（目　的）

第１条　理事（学校法人福山大学教職員退職金規程の適用を受ける教職員である理事を除く。以下同じ。），監事及び評議員（学校法人福山大学教職員退職金規程の適用を受ける教職員である評議員及び寄附行為第 31 条第１項第２号の評議員を除く。以下同じ。）（以下「理事，監事及び評議員」という。）の退職金については，この規則の定めるところによる。

（退職金の支給）

第２条　理事，監事及び評議員が退任したときは，退職金を支給することができる。

（退職金の額）

第３条　前条の退職金の額は，理事及び監事にあっては在任期間１期（４年）につき 20 万円以内，評議員にあっては在任期間１期（４年）につき５万円以内とする。

（退職金の特例）

第４条　理事，監事及び評議員で特別な事情があると認められる場合は理事会の承認を経て前条の額を増額して支給することができる。

（期間の計算）

第５条　退職金支給の計算において１期（４年）未満の在任期間については，その期間が２年未満の場合は切り捨て２年以上の場合は４年とみなすものとする。

附　則

この規則は，昭和 60 年５月 25 日から施行し，昭和 59 年５月 25 日から施行する。

附　則

この改正は，平成３年６月 14 日から施行する。

附　則

１　この改正は,令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年４月１日に在任している理事，監事及び評議員については，令和７年度の定時評議員会の終結の時に退任したものとみなし，退職金を支給することができる。その際の退職金の額については，なお従前の例による。